

久慈市立小中学校 教職員働き方改革プラン

- ▶ **目標**…時間外勤務時間が月45時間、年360時間を超える職員を段階的にゼロにする
- ▶ **期間**…令和5年度～7年度
- ▶ **学校の取り組み**…
 - ①管理職員の適切なマネジメントの推進
 - ②教職員の健康管理
 - ③学校における業務改善の推進
 - ④学校や教員が担う業務の明確化・適正化
- ▶ **教育委員会の取り組み**…
 - ①学校の取り組みへの支援
 - ②環境整備(サポートスタッフの配置やICT化)
 - ③健康確保(産業医による面談)

久慈市立小中学校教職員働き方改革プラン

令和5年3月には、久慈市立小中学校教職員働き方改革プランを策定。教職員の時間外勤務を段階的に減らし、令和7年度に月45時間、年360時間を超える教職員をゼロにすることを目標としています。

市内小中学校においては、本プランの内容を踏まえ、学校ごとのアクションプランを毎年度策定。各校の実情に応じて目標や具体的取り組みを定め、働き方改革

を進めています。

市教育委員会では、副校長研修会の開催や地域の理解醸成などで各学校における取り組みをサポート。引き続き、教職員をサポートする専門スタッフの配置や産業医の指導による健康確保に取り組み、働き方改革を推進していきます。令和6年4月からは、市内小中学校に留守番応答機能付き電話を導入。緊急時の連絡体制は確保しながら、教職員の時間外勤務の削減に取り組んでいますので、理解と協力をお願いします。



留守番応答機能付き電話を 各小中学校に導入しています

保護者や外部からの問い合わせ対応による時間外勤務をすることがないように、令和6年4月から留守番応答機能付き電話を各小中学校に導入しています。留守番電話機能が作動している間は、自動応答になります。録音機能はありません。

学校閉庁日や留守番電話対応となる勤務時間外は、緊急時を除き教職員は対応することはできません。

▶留守番電話の作動時間…

- ①平日…夜間～翌朝
- ②土・日・祝日、学校閉庁日…終日

※留守番電話の作動時間は各学校により異なります。



▶緊急時の連絡先…

児童生徒の生命や安全に直接かかわる事故など緊急を要する重大な事案が起きた場合は、警察や消防などに連絡ください。

- ◎交通事故、不審者への遭遇など 警察 110番
- ◎火災、救急など 消防 119番
- ◎虐待、家庭内暴力など 児童相談所 189番

▶学校への連絡について…

学校に知らせる場合には、久慈市役所(☎52-2111)に連絡ください。市で学校と共有し、必要に応じて学校から折り返し連絡します。

連絡の際は「小学生(中学生)に関わる緊急の要件です」と話した後、次の内容をお知らせください。

- ①学校名、学年、学級
- ②子どもの名前
- ③連絡をした人の名前、子どもとの続き柄
- ④折り返しの連絡先

子どもたちと向き合う時間を
少しでも多く確保するために

教職員の笑顔 = 子どもたちの笑顔

教職員の働き方改革に 取り組んでいます



閩教育委員会教育総務課 ☎ 52-2154
学校教育課 ☎ 52-2155

働き方改革の理由

働き方改革の目的は、子どもたちへのより質の高い教育環境を作ることです。教職員の現状は、休日の行事での児童生徒の引率や部活動指導、保護者や地域への対応などさまざまな事に時間を取られています。教職員の長時間勤務や心身の疲労は、教育の質の低下や子どもたちと向き合う時間の減少などに影響してしまいます。働き方改革を進めることで、教職員の本来の業務である授業や生徒指導などに集中することができ、学校教育の改善・充実につながります。

久慈市の現状

市内教職員の時間外勤務は、近年減少傾向にありますが、令和5年度はひと月当たり45時間以上の時間外勤務をした人の割合は約15%と、依然として勤務時間の長い教職員がいる状態が続いています。教職員の働き方改革を推進し、教職員が心身ともに

健康で、ゆとりをもって子どもたちと向き合える環境を整える取り組みが必要です。

久慈市の取り組み

市教育委員会では、少人数学級の拡充やサポートスタッフの配置、業務改善などによる教職員の負担軽減と、勤務時間の適正管理や健康対策などの健康保持に取り組んできました。

令和3年7月には、部活動の適正な運営を図るために、部活動の在り方に関する市の方針を改訂しました。部活動は学習とのバランスを図り、生徒の自主性を尊重して行うものです。方針に基づき、過度な練習は控え、効果的な活動を行うべく、いくつもの理解をお願いします。

久慈市立中学校の部活動運営方針

| 休養日 | 1日の活動時間 |
|-------------------------|----------------------|
| 週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上) | 平日は2時間程度、学校休業日は3時間程度 |

※上記の時間には、部活動以外のスポーツ少年団などの活動を含みます。